

平成 28 年 6 月 9 日
住宅局市街地建築課

被災分譲マンションの再建・補修のための相談制度について

～平成 28 年熊本地震で被災した分譲マンションの再建・補修に関する相談体制を整備～

国土交通省は、平成 28 年 6 月 9 日より、平成 28 年熊本地震で被災した分譲マンション（以下、「被災分譲マンション」といいます。）の再建・補修に関する相談体制を整備します。

具体的には、（１）被災分譲マンションの再建・補修にかかる電話相談窓口を開設するとともに、（２）被災分譲マンションの再建・補修にかかる専門家との対面相談を実施します。

1. 相談制度の内容

（１）被災分譲マンションの再建・補修にかかる電話相談窓口の開設

- ・被災分譲マンションの再建・補修にかかる電話相談に対応します。
- ・下記（２）の対面相談の予約を受け付けます。

■ 電話相談窓口：住まいるダイヤル

（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの相談窓口）

電話番号：0570-016-100（PHSや一部のIP電話の場合は、03-3556-5147）

相談時間：10:00～17:00（土日祝日を除く）

（２）被災分譲マンションの再建・補修にかかる専門家との対面相談【予約制】

- ・上記（１）の電話相談の中で専門家（弁護士・建築士等）との対面相談が必要とされた場合、熊本県弁護士会館や現地等において、被災分譲マンションの建替えや大規模改修等における①管理組合の合意形成等の法制度に関する相談（弁護士）や、②再建手法についての建築技術的な相談（建築士等）に無料で対応します。
- ・対面相談のご予約は、上記（１）の電話相談窓口で受け付けます。

2. 実施主体

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

問い合わせ先

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室 課長補佐 山本 貴志
技術係長 金指 有美

連絡先 03-5253-8111（内線39-643、687）

直通 03-5253-8509

『被災分譲マンションの再建・補修のための相談制度』の流れ

利用者(相談者)

平成28年熊本地震で被災した分譲マンションの管理組合など
⇒ 被災分譲マンションの建替えや大規模改修などに係る法的相談等に対応



住まいる
ダイヤル

①電話相談受付

一級建築士の資格を持つ相談員が
電話での相談に対応

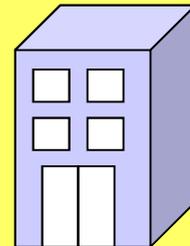
0570-016-100

【受付時間】10～17時(土、日、祝休日を除く)
※PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147
(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

②申込(対面相談希望)

③対面相談実施※

(場所: 熊本県弁護士会、
マンションの集会室 など)



対面相談を担当する専門家

・ 弁護士 / 一級建築士 など

<相談終了>

<相談終了>

※初回相談の後、必要に応じて継続相談も可能です。(費用は無料)

※面談当日は、物件概要・写真・図面・管理規約など、被災分譲マンションの現況が分かる資料をできるだけお持ち下さい。

※マンションの集会室等での相談にも日時調整の上で対応する予定です。